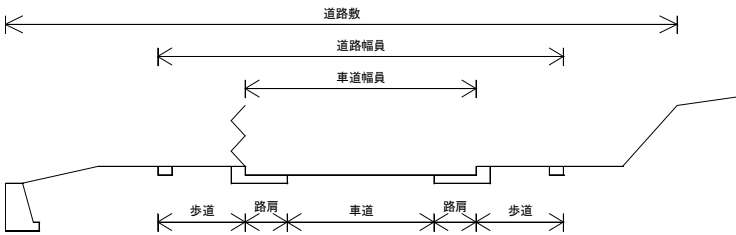
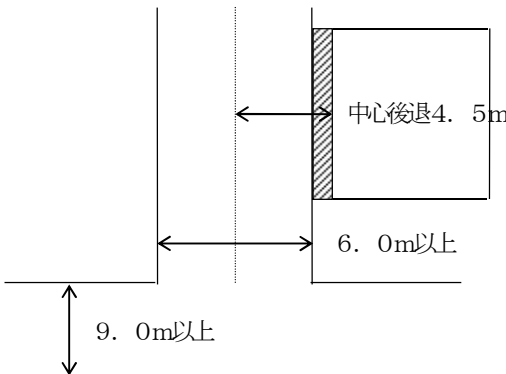
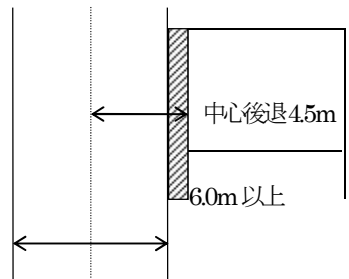


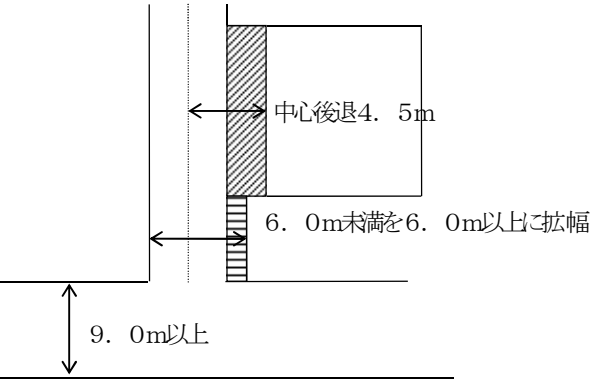
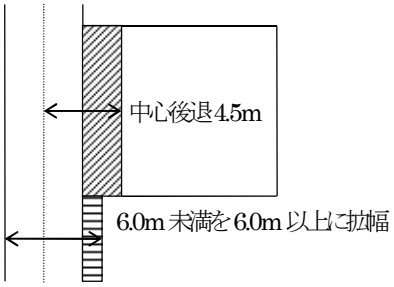
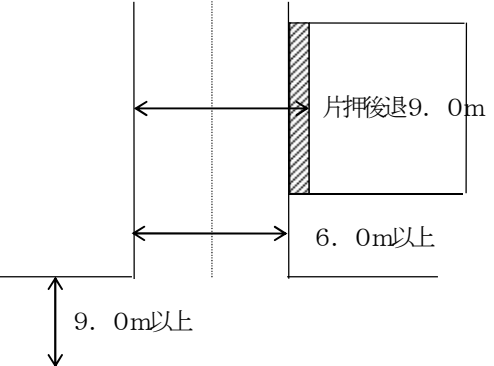
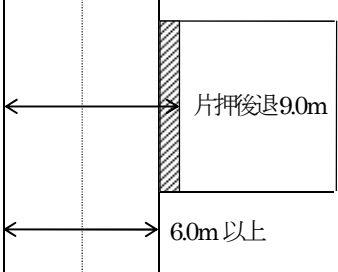
## 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正	現 行
<p>(道路の幅員の構成)</p> <p>第7条 道路の幅員は、<u>下図に示す道路幅員を原則とする。</u></p>  <p>(接続道路)</p> <p>第8条 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6.5m）以上の道路に接続しなければならない。</p> <p>ただし、開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、車両の通行に支障のない次の道路に接続するものとする。</p> <p>(1) 開発行為を行うことによって発生する車両の通行に支障のないこと、及び消防自動車等緊急車両の通行に支障のないこと等に留意し、道路の幅員が6m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m）以上の通り抜け道路で、<u>9m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6.5m）以上の道路に接続しているもの。</u>（図1-ア、図2-ア参照）</p> <p>(2) 開発区域に接する接続道路の幅員が6m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m）未満の場合は、一方向から原則として6m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m）以上に拡幅するものとする。（図1-イ、図2-イ参</p>	<p>(道路の幅員の構成)</p> <p>第7条 道路の幅員は、道路敷までとする。ただし、車両通行上支障のある部分は含まない。</p> <p>(接続道路)</p> <p>第8条 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては6.5m）以上の道路に接続しなければならない。</p> <p>ただし、開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、車両の通行に支障のない次の道路に接続するものとする。</p> <p>(1) 開発行為を行うことによって発生する車両の通行に支障のないこと、及び消防自動車等緊急車両の通行に支障のないこと等に留意し、道路の幅員が6m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m）以上の通り抜け道路をいう。（図1-ア、図2-ア参照）</p> <p>(2) 開発区域に接する接続道路の幅員が6m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m）未満の場合は、一方向から原則として6m（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては4m）以上に拡幅するものとする。（図1-イ、図2-イ参照）</p>

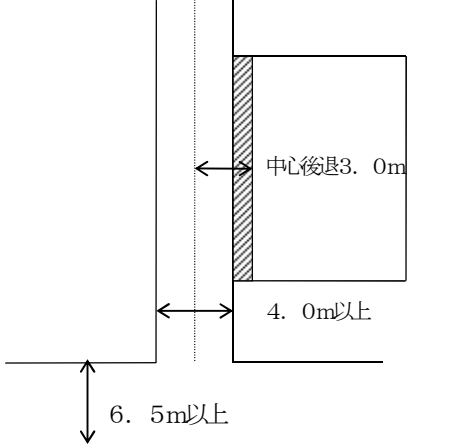
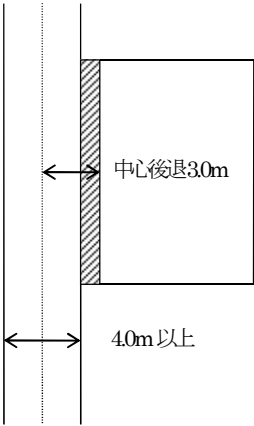
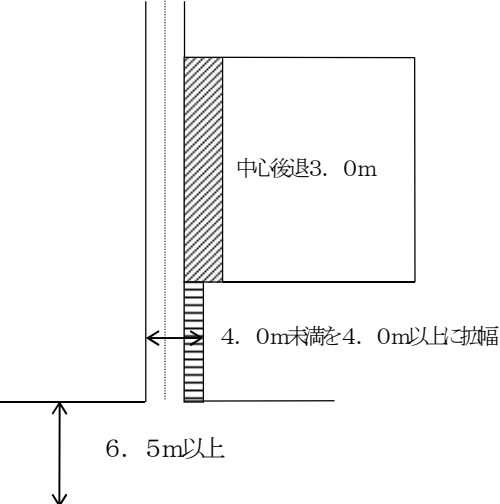
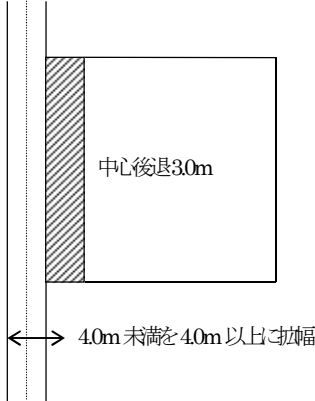
## 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>照)</p> <p>2 開発区域に接する道路の拡幅については、既設道路中心線より予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地規模等及び開発規模等に基づく道路幅員の2分の1以上後退させなければならない。(図1-ア及びイ, 図2-ア及びイ参照) ただし、既設道路の反対側等に崖地、河川、線路等がある場合には、既設道路等と崖地等との境界線から予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地規模及び開発規模等に基づく道路幅員を後退させなければならない。(図1-ウ, 図2-ウ参照)</p> <p>図1 主として住宅以外の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>ア 既設道路が6 m以上の通抜の場合</p> 	<p>2 開発区域に接する道路の拡幅については、既設道路中心線より予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地規模等及び開発規模等に基づく道路幅員の2分の1以上後退させなければならない。(図1-ア及びイ, 図2-ア及びイ参照) ただし、既設道路の反対側等に崖地、河川、線路等がある場合には、既設道路等と崖地等との境界線から予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地規模及び開発規模等に基づく道路幅員を後退させなければならない。(図1-ウ, 図2-ウ参照)</p> <p>図1 主として住宅以外の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p> <p>ア 既設道路が6 m以上の通抜の場合</p> 

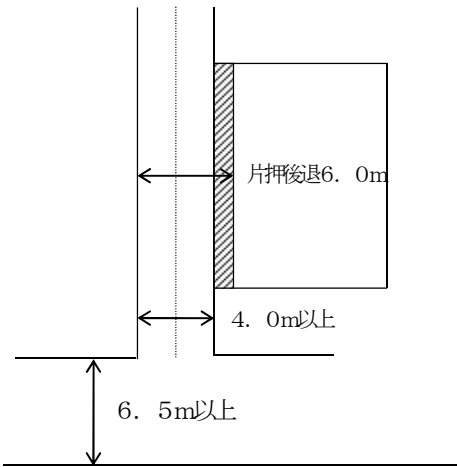
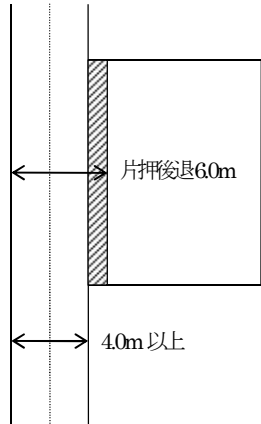
新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>イ 既設道路が6m未満の場合</p>  <p>中心後退4.5m</p> <p>6.0m未満を6.0m以上に拡張</p> <p>9.0m以上</p>	<p>イ 既設道路が6m未満の場合</p>  <p>中心後退4.5m</p> <p>6.0m未満を6.0m以上に拡張</p> <p>9.0m以上</p>
<p>ウ 既設道路の反対側等に河川等がある場合</p>  <p>片押後退9.0m</p> <p>6.0m以上</p> <p>9.0m以上</p>	<p>ウ 既設道路の反対側等に河川等がある場合</p>  <p>片押後退9.0m</p> <p>6.0m以上</p> <p>9.0m以上</p>
<p>図2 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>	<p>図2 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>ア 既設道路が4 m以上の通抜の場合</p>  <p>中心後退3.0m</p> <p>4.0m以上</p> <p>6.5m以上</p>	<p>ア 既設道路が4 m以上の通抜の場合</p>  <p>中心後退3.0m</p> <p>4.0m以上</p>
<p>イ 既設道路が4 m未満の場合</p>  <p>中心後退3.0m</p> <p>4.0m未満を4.0m以上に拡張</p> <p>6.5m以上</p>	<p>イ 既設道路が4 m未満の場合</p>  <p>中心後退3.0m</p> <p>4.0m未満を4.0m以上に拡張</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>ウ 既設道路の反対側等に河川等がある場合</p>  <p>4 <u>開発区域内に設置する道路のうち市道認定できないものは、分筆後地目を公衆用道路に変更するものとする。</u></p> <p>(階段道路)</p> <p>第9条 省令第24条第4号ただし書のもっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がない階段道路は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 階段の踏面の寸法が30cm以上、蹴上の寸法が15cm以下とすること。</p> <p><u>(2) 有効幅員は、1.5m以上とすること。</u></p> <p><u>(3) 高さが3mを超えるものは、高さ3m以内ごとに踊場（1.5m以上の踏幅の水平部分）を設けること。</u></p>	<p>ウ 既設道路の反対側等に河川等がある場合</p>  <p>4 取付道路で市道認定できないものは、分筆後地目を公衆用道路に変更するものとする。</p> <p>(階段道路)</p> <p>第9条 省令第24条第4号ただし書のもっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がない階段道路は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 階段の踏面の寸法が30cm以上、蹴上の寸法が15cm以下とすること。</p> <p>(2) 高さが3mを超えるものは、高さ3m以内ごとに踊場（1.5m以上の踏幅の水平部分）を設けること。</p> <p>(3) 階段には必要に応じて自転車の搬路を設けること。</p> <p>(4) 階段には必要に応じて手すりを設けること。</p>

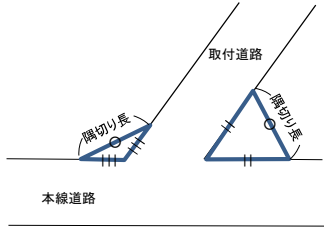
新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>(4) <u>階段には必要に応じて自転車の搬路を設けること。</u></p> <p>(5) <u>階段には必要に応じて2段式の手すりを両側に設けること。</u></p> <p>(6) <u>手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</u></p> <p>(7) <u>回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。</u></p> <p>(8) <u>踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げにすること。</u></p> <p>(9) <u>踏面の端部とその周辺の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</u></p> <p>(10) <u>段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u></p> <p>(11) <u>階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではない。</u></p> <p>(12) <u>階段の下面と歩道等の路面との間が2.5m以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。</u></p> <p>(13) <u>踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2m以上、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</u></p>	
<p>(袋路状道路)</p> <p>第10条 省令第24条第5号ただし書の避難上及び車両の通行上支障がない袋路状道路とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(3) 開発区域の形状が、周辺の道路形態等から通り抜けが困難な土地で転回広場（この形状は、図4による。）及び避難通路が設けられている場</p>	<p>(袋路状道路)</p> <p>第10条 省令第24条第5号ただし書の避難上及び車両の通行上支障がない袋路状道路とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(3) 開発区域の形状が、周辺の道路形態等から通り抜けが困難な土地で転回広場（この形状は、図4による。）及び避難通路が設けられている場合。</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

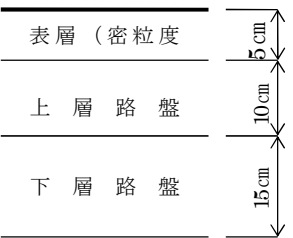
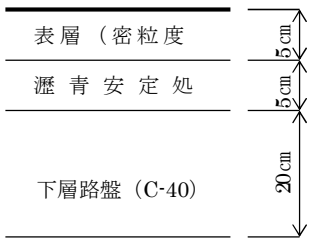
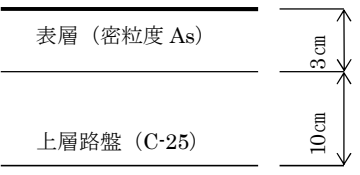
改正					現行				
<p>合。ただし、延長が35mを超える場合は、転回広場を終端と区間35m以内ごとに設けられている場合。(図3)</p> <p>転回広場の形状については図4を標準とするが(区間35m以内ごとの中間部分についても同様)、これらの機能を包含するものについてはこの限りではない。</p> <p>(平面交差点)</p> <p>第11条</p> <p>2 平面交差点の見通し及び隅切りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、<u>隅切り長が次の表に掲げる値以上となる二等辺三角形の隅切りを設けるものとする。ただし、やむを得ず片側隅切りとする場合は、5m以上かつ表の値以上の隅切り長を確保すること。</u></p>					<p>ただし、延長が35mを超える場合は、転回広場を終端と区間35m以内ごとに設けられている場合。(図3)</p> <p>(平面交差点)</p> <p>第11条</p> <p>2 平面交差点の見通し及び隅切りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、次の表に掲げる値の隅切りを設けるものとする。ただし、やむを得ず片側隅切りとする場合は、隅切り長を5mとする。</p>				
隅切り長									
道路幅員	40m以上	20m以上	12m超	12m以下	道路幅員	40m以上	20m以上	12m超	12m以下
	12	10	5	3		12	10	5	3
		10	5	3			10	5	3
			5	3				5	3
				3					3
隅切り長と二等辺三角形の関係を記した基本的な図を次に示す。									

## 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正	現 行																																
<div style="text-align: center;">  </div> <p>(縦断勾配)</p> <p>第12条 道路の縦断勾配は、次の表に掲げる値以下としなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12%以下とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">道 路 の 区 分</th> <th style="width: 15%;">縦断勾配</th> <th style="width: 15%;">設 計 速 度</th> <th style="width: 55%;">地形等によりやむを得ないと認められる場合の勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画道路</td> <td>9.0% 以下</td> <td>20 km/h</td> <td>12.0%以下</td> </tr> <tr> <td>主要区画道路</td> <td>7.0% 以下</td> <td>40 km/h</td> <td>10%以下</td> </tr> <tr> <td>補助幹線道路 幹線道路</td> <td>6.0% 以下</td> <td>50 km/h</td> <td>9.0%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(舗装)</p> <p>第14条 車道及び路側帯の舗装は、原則としてアスファルト舗装とする。 2 車道に接する路肩は舗装するものとし、自転車道及び歩道等は透水性舗</p>	道 路 の 区 分	縦断勾配	設 計 速 度	地形等によりやむを得ないと認められる場合の勾配	区画道路	9.0% 以下	20 km/h	12.0%以下	主要区画道路	7.0% 以下	40 km/h	10%以下	補助幹線道路 幹線道路	6.0% 以下	50 km/h	9.0%以下	<p>(縦断勾配)</p> <p>第12条 道路の縦断勾配は、次の表に掲げる値以下としなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12%以下とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">道 路 の 区 分</th> <th style="width: 15%;">縦断勾配</th> <th style="width: 15%;">設 計 速 度</th> <th style="width: 55%;">地形等によりやむを得ないと認められる場合の勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画道路</td> <td>7.5%以下</td> <td>20 km/hr</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>主要区画道路</td> <td>7.0%以下</td> <td>40 km/hr</td> <td>7.0~7.5%</td> </tr> <tr> <td>補助幹線道路 幹線道路</td> <td>6.0%以下</td> <td>50 km/hr</td> <td>6.0~7.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(舗装)</p> <p>第14条 車道及び路側帯の舗装は、原則としてアスファルト舗装とする。 2 車道に接する路肩、自転車道及び歩道等は、舗装するものとする。</p>	道 路 の 区 分	縦断勾配	設 計 速 度	地形等によりやむを得ないと認められる場合の勾配	区画道路	7.5%以下	20 km/hr	12.0%	主要区画道路	7.0%以下	40 km/hr	7.0~7.5%	補助幹線道路 幹線道路	6.0%以下	50 km/hr	6.0~7.0%
道 路 の 区 分	縦断勾配	設 計 速 度	地形等によりやむを得ないと認められる場合の勾配																														
区画道路	9.0% 以下	20 km/h	12.0%以下																														
主要区画道路	7.0% 以下	40 km/h	10%以下																														
補助幹線道路 幹線道路	6.0% 以下	50 km/h	9.0%以下																														
道 路 の 区 分	縦断勾配	設 計 速 度	地形等によりやむを得ないと認められる場合の勾配																														
区画道路	7.5%以下	20 km/hr	12.0%																														
主要区画道路	7.0%以下	40 km/hr	7.0~7.5%																														
補助幹線道路 幹線道路	6.0%以下	50 km/hr	6.0~7.0%																														



## 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正	現 行
<p><u>装を標準とする。</u></p> <p>3 道路のアスファルト舗装は、日本道路協会のアスファルト舗装要綱（昭和35年2月1日）及び簡易舗装要綱（昭和39年3月20日）に準拠するものとし、その構造は、<u>新潟市舗装マニュアル（3-6 新潟市の標準舗装断面構成）を標準とする。</u></p>	<p>3 道路のアスファルト舗装は、日本道路協会のアスファルト舗装要綱（昭和35年2月1日）及び簡易舗装要綱（昭和39年3月20日）に準拠するものとし、その構造は、次に掲げる舗装断面図並びに歩道舗装及び車道舗装の表をもって標準とする。</p> <p style="text-align: center;">舗装断面図</p> <p>ア 区画道路舗装断面図      イ 主要区画，補助幹線，幹線道路舗装断面図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>表層（密粒度） 5 cm</p> <p>上層路盤 10 cm</p> <p>下層路盤 15 cm</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>表層（密粒度） 5 cm</p> <p>瀝青安定処 5 cm</p> <p>下層路盤（C-40） 20 cm</p> </div> </div> <p>ウ 歩道舗装断面図</p> <div style="text-align: center;">  <p>表層（密粒度 As） 3 cm</p> <p>上層路盤（C-25） 10 cm</p> </div>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行					
	歩道舗装					
	歩道舗装	幅員 (m)	表層 (cm)	路盤 (cm)	舗装厚 (cm)	
	不透水性舗装	W ≤ 6 (密粒度)	3.0 (密粒度)	10.0 (C-40)	13.0	
	透水性舗装	W ≤ 6 (透水性)	3.0 (透水性)	10.0 (C-40)	13.0	
	車道舗装					
	車道舗装	幅員 (m)	表層 (cm)	上層路盤 (cm)	下層路盤 (cm)	舗装厚 (cm)
	区画道路	W ≤ 6	5.0 (密粒度)	10.0 (C-25)	15.0 (C-40)	30.0
	区画道路 (透水性舗装)	W ≤ 6	5.0 (高粘度)	25.0 (C-40)		30.0
	主要区画道	6 < W ≤	5.0 (密粒度)	5.0 (歴安)	20.0 (C-40)	30.0

### 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正	現 行																																											
<p>(排水施設等)</p> <p>第16条 道路には、雨水等を有効に排水するために必要な側溝（グレーチング蓋は5m毎に1箇所50cm）、街渠、集水柵（グレーチング蓋は110度開き）等の排水施設を設けられていなければならない。</p> <p>(道路占用)</p> <p>第18条</p> <p>2 新潟市道については道路法第32条のほかに新潟市道路占用規則（平成19年新潟市規則第72号）に基づく新潟市道路占用許可基準，道路占用工事施行方法基準等によるものとする。</p> <p>(地下埋設物)</p> <p>第19条 地下埋設物の配置及び図示記号については、新潟市道路占用許可基準及び次表によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">凡</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下管線路種別</td> <td style="text-align: center;">記</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td>下水道管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">S</td> </tr> <tr> <td>上水道管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">W（導送水管），w（配水管）</td> </tr> <tr> <td>ガス管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">G（中高压管），g（低压管）</td> </tr> <tr> <td>電力線</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">I</td> </tr> </tbody> </table>		凡	例	地下管線路種別	記	号	下水道管	S		上水道管	W（導送水管），w（配水管）		ガス管	G（中高压管），g（低压管）		電力線	I		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">路</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">12</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> <p>(排水施設等)</p> <p>第16条 道路には、雨水等を有効に排水するために必要な側溝（グレーチング蓋は5mに1箇所）、街渠、集水柵（グレーチング蓋は110度開き）等の排水施設を設けられていなければならない。</p> <p>(道路占用)</p> <p>第18条</p> <p>2 新潟市道については道路法第32条のほかに新潟市道路占用規則（昭和50年新潟市規則第9号）に基づく新潟市道路占用許可基準，道路占用工事施行方法基準等によるものとする。</p> <p>(地下埋設物)</p> <p>第19条 地下埋設物の配置及び図示記号については、新潟市道路占用許可基準及び次表によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">凡</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下管線路種別</td> <td style="text-align: center;">記</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td>下水道管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">S</td> </tr> <tr> <td>上水道管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">W（送水管），w（排水管）</td> </tr> <tr> <td>ガス管</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">G（中高压管），g（低压管）</td> </tr> <tr> <td>電力線</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">I</td> </tr> </tbody> </table>		路	12						凡	例	地下管線路種別	記	号	下水道管	S		上水道管	W（送水管），w（排水管）		ガス管	G（中高压管），g（低压管）		電力線	I	
	凡	例																																										
地下管線路種別	記	号																																										
下水道管	S																																											
上水道管	W（導送水管），w（配水管）																																											
ガス管	G（中高压管），g（低压管）																																											
電力線	I																																											
	路	12																																										
	凡	例																																										
地下管線路種別	記	号																																										
下水道管	S																																											
上水道管	W（送水管），w（排水管）																																											
ガス管	G（中高压管），g（低压管）																																											
電力線	I																																											

## 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正		現 行	
電 話 線	T	電 話 線	T
電 柱	P	電 柱	P
管 路	● (通常位置), ○ (切回し位置)	管 路	● (通常位置), ○ (切回し位置)
<p>(3) 地下管線路が互いに交差する場合は、各占用物件の構造を検討のうえ、下記順位を優先として高低を定める。</p> <p>①下水道管    ②ガス中高压管    ③上水道導送水管                      ④電話線    ⑤電力線    ⑥ガス低压管                      ⑦上水道配水管</p> <p>(電柱, 消火栓等)</p> <p>第20条 電柱の新設又は全面的に建替え等の場合は、当該道路に他の柱(電話柱等)が建柱されているときは原則としていずれかの柱に共架するものとする。</p> <p>4 <u>消火栓は、交差点又は横断歩道から5m以上の距離を保つものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第22条 道路の設計については、この基準によるほか、<u>新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例(平成24年12月21日条例第96号)、新潟市舗装マニュアル及び新潟市道路施設標準構造図集等に準拠するものとする。また、道路管理者の承認を得られるものでなければならない。</u></p>		<p>(3) 地下管線路が互いに交差する場合は、各占用物件の構造を検討のうえ、下記順位を優先として高低を定める。</p> <p>①下水道管    ②ガス中高压管    ③上水道送水管                      ④電話線    ⑤電力線    ⑥ガス低压管                      ⑦上水道配水管</p> <p>2 地下埋設物の埋設深度に、地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあっては0.8m以下、歩道の地下にあっては0.6m以下としないこと。</p> <p>(電柱, 地上式消火栓等)</p> <p>第20条 電柱の新設又は全面的に建替え等の場合は、当該道路に他の柱(電話柱等)が建柱されているときは原則としていずれかの柱に共架するものとする。</p> <p>4 交差点, 消火栓又は横断歩道から5m以上, 火災報知器から3m以上の距離を保つものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第22条 道路の設計については、この基準によるほか、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び新潟市道路施設標準構造図集等に準拠するものとする。</p>	

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>第4章 公園等に関する基準</p> <p>(公園等の整備基準)</p> <p>第24条 公園等の整備を行う場合は、新潟市都市公園条例(昭和32年6月1日条例第44号)、<u>都市公園技術標準解説書(一般社団法人 日本公園緑地協会)</u>による他、次に掲げる事項を標準とする。</p> <p>(2) <u>外柵を設置すること。</u></p> <p>(5) 公園の出入口幅と位置について ア 出入口は、道路2面以上<u>に面し</u>、2箇所以上とすること。</p> <p>(その他)</p> <p>第25条 その他必要な事項については、別途、市長と協議しなければならない。<u>また、公園管理者の承認を得られるものでなければならない。</u></p> <p>(排水計画)</p> <p>第26条 開発区域内の排水施設の計画にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとしなければならない。</p> <p>(1) 開発区域から<u>生じる排水</u>を処理するための排水施設は、原則として、排水可能な地点まで開発者の負担で整備しなければならない。</p> <p>(計画排水量)</p> <p>第27条 原則として、接続させる排水施設の管理者と協議するものとする。この場合において、排水先を公共下水道に求めるときは、下水道法(昭和33年法律第79号)及び新潟市下水道施設基準に準拠した次の式によ</p>	<p>第3章 公園等に関する基準</p> <p>(公園等の整備基準)</p> <p>第24条 公園等の整備を行う場合は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(2) 外柵の基礎は、布コンクリートとし、外柵はパイプ柵とすること。</p> <p>(5) 公園の出入口幅と位置について ア 出入口は、道路2面に面し、2箇所以上とすること。</p> <p>(その他)</p> <p>第25条 その他必要な事項については、別途、市長と協議しなければならない。</p> <p>(排水計画)</p> <p>第26条 開発区域内の排水施設の計画にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとしなければならない。</p> <p>(1) 開発区域から生ずる排水を処理するための排水施設は、原則として、排水可能な地点まで開発者の負担で整備しなければならない。</p> <p>(計画排水量)</p> <p>第27条 原則として、接続させる排水施設の管理者と協議するものとする。この場合において、排水先を公共下水道に求めるときは、下水道法(昭和33年法律第79号)及び新潟市下水道施設基準に準拠した次の式による</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行
<p>るものとする。</p> <p>(2) 計画汚水量</p> <p>計画汚水量については、以下により算定するものとする。ただし、開発区域面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満の場合、計画汚水量の算定は不要とする。</p> <p>ア 家庭汚水量</p> <p>新潟市上水道計画水量の全量を計画汚水量とするものとし、「1人1日時間最大汚水量」を用いるものとする。</p> <p>単位面積当たり汚水量 (ℓ/sec/ha)</p> $= 1 \text{人} 1 \text{日時間最大家庭汚水量原単位} \times \frac{1}{24 \times 60 \times 60} \times \text{人口密度}$ <p>1人1日時間最大家庭汚水量原単位は以下により算定するものとする。ただし、定数については、区域によって異なるので、管理者へ確認すること。</p> <p>1人1日時間最大家庭汚水量原単位</p> $= \text{家庭汚水量原単位 (日最大)} \times 1.5 \sim 2 + \text{地下水量原単位}$ <p>家庭汚水量原単位 (日最大)</p> $= \text{生活汚水量原単位 (日最大)} + \text{営業汚水量原単位 (日最大)}$ <p>営業汚水量 = <u>生活汚水量</u> × 営業用水率 (%)</p> <p>(生活汚水量に各開発区域に見合った営業用水率を乗じて営業汚水量を算</p>	<p>ものとする。</p> <p>(2) 計画汚水量</p> <p>計画汚水量については、以下により算定するものとする。ただし、開発区域面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満の場合、計画汚水量の算定は不要とする。</p> <p>ア 家庭汚水量</p> <p>新潟市上水道計画水量の全量を計画汚水量とするものとし、「1人1日時間最大汚水量」を用いるものとする。</p> <p>単位面積当たり汚水量 (m/sec/ha)</p> $= 1 \text{人} 1 \text{日時間最大汚水量} \times \frac{1}{24 \times 60 \times 60} \times \text{人口密度}$ <p>イ 1人1日時間最大汚水量</p> <p>1人1日時間最大汚水量は以下により算定するものとする。ただし、定数については、区域によって異なるので、管理者へ確認すること。</p> <p>1人1日時間最大汚水量</p> $= \text{家庭汚水量原単位} \times 2 + \text{地下水量 (ℓ/人・日)}$ <p>家庭汚水量原単位・・・基礎家庭汚水量+営業汚水量</p> <p>基礎家庭汚水量・・・270~330 ℓ/人・日</p> <p>営業汚水量・・・270~330 ℓ/人・日×営業用水率 (%)</p> <p>(基礎家庭汚水量に各開発区域に見合った営業用水率を乗じて営業汚水量</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正						現 行																																																																																																											
定する。)						を算定する。)																																																																																																											
$\text{地下水量} = \frac{(\text{日最大生活污水量} + \text{日最大営業汚水量})}{\times (10 \sim 20 / 100)}$						$\text{地下水量} \dots \dots \dots 1 \text{人} 1 \text{日最大汚水量} \times (15 / 100)$ $1 \text{人} 1 \text{日時間最大汚水量} - \text{家庭汚水量原単位} \times (4 / 3)$																																																																																																											
各処理区の1人1日時間最大家庭汚水量原単位を次の表に示す。ただし、区域により下水道事業計画が変更されることがあるので、管理者に確認すること。						各処理区の1人1日時間最大汚水量を次の表に示す。ただし、区域により下水道事業計画が変更されることがあるので、管理者に確認すること。																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区</th> <th>家庭汚水量原単位 (時間最大) ℓ/人・日</th> <th>生活污水量原単位 (日最大) ℓ/人・日</th> <th>営業用水率</th> <th>地下水率</th> <th>日最大汚水量と時間最大汚水量の比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船見</td> <td>925</td> <td>320</td> <td>0.70</td> <td>0.20</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>735</td> <td>320</td> <td>0.35</td> <td>0.20</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>白根</td> <td>825</td> <td>345</td> <td>0.30</td> <td>0.15</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東部</td> <td>東区・中央区</td> <td>740</td> <td>0.30</td> <td>0.15</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>江南区</td> <td>655</td> <td>0.25</td> <td>0.15</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>新津</td> <td>635</td> <td>0.23</td> <td>0.15</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>655</td> <td>280</td> <td>0.20</td> <td>0.15</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>西区</td> <td>740</td> <td>0.30</td> <td>0.15</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table>						処理区	家庭汚水量原単位 (時間最大) ℓ/人・日	生活污水量原単位 (日最大) ℓ/人・日	営業用水率	地下水率	日最大汚水量と時間最大汚水量の比	船見	925	320	0.70	0.20	1.5	中部	735	320	0.35	0.20	1.5	白根	825	345	0.30	0.15	1.7	東部	東区・中央区	740	0.30	0.15	1.6	江南区	655	0.25	0.15	1.6	新津	635	0.23	0.15	1.6	北部	655	280	0.20	0.15	1.8	西部	西区	740	0.30	0.15	1.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区</th> <th>船見</th> <th>中部</th> <th>東部</th> <th>北部</th> <th>西部</th> <th>島見</th> <th>黒埼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ℓ/人・日</td> <td>1,320</td> <td>1,100</td> <td>990</td> <td>880</td> <td>990</td> <td>760</td> <td>880</td> </tr> <tr> <td>処理区</td> <td>新津</td> <td>白根</td> <td>豊栄</td> <td>小須戸</td> <td>横越</td> <td>亀田</td> <td>西川</td> </tr> <tr> <td>ℓ/人・日</td> <td>735</td> <td>1,050</td> <td>735</td> <td>735</td> <td>790</td> <td>950</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>処理区</td> <td>岩室</td> <td>味方</td> <td>潟東</td> <td>中之口</td> <td>月潟</td> <td>巻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ℓ/人・日</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>790</td> <td>880</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								処理区	船見	中部	東部	北部	西部	島見	黒埼	ℓ/人・日	1,320	1,100	990	880	990	760	880	処理区	新津	白根	豊栄	小須戸	横越	亀田	西川	ℓ/人・日	735	1,050	735	735	790	950	850	処理区	岩室	味方	潟東	中之口	月潟	巻		ℓ/人・日	790	790	790	790	790	880	
処理区	家庭汚水量原単位 (時間最大) ℓ/人・日	生活污水量原単位 (日最大) ℓ/人・日	営業用水率	地下水率	日最大汚水量と時間最大汚水量の比																																																																																																												
船見	925	320	0.70	0.20	1.5																																																																																																												
中部	735	320	0.35	0.20	1.5																																																																																																												
白根	825	345	0.30	0.15	1.7																																																																																																												
東部	東区・中央区	740	0.30	0.15	1.6																																																																																																												
	江南区	655	0.25	0.15	1.6																																																																																																												
	新津	635	0.23	0.15	1.6																																																																																																												
北部	655	280	0.20	0.15	1.8																																																																																																												
西部	西区	740	0.30	0.15	1.6																																																																																																												
処理区	船見	中部	東部	北部	西部	島見	黒埼																																																																																																										
ℓ/人・日	1,320	1,100	990	880	990	760	880																																																																																																										
処理区	新津	白根	豊栄	小須戸	横越	亀田	西川																																																																																																										
ℓ/人・日	735	1,050	735	735	790	950	850																																																																																																										
処理区	岩室	味方	潟東	中之口	月潟	巻																																																																																																											
ℓ/人・日	790	790	790	790	790	880																																																																																																											

### 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正						現 行				
	西蒲区 ・南区	685	300	0.30	0.15	1.6				
	島見	760	360	—	0.10	2.0				
<p>イ その他の汚水量</p> <p>家庭以外（工場等）から排出される汚水量は1日最大汚水量（上水道使用量）を排水時間（sec）で除して汚水量（m<sup>3</sup>/sec）を求めるものとする。ただし、公共施設の汚水量は新潟市下水道施設基準により算出する。</p> <p>（下水管渠）</p> <p>第28条 排水施設の管渠の勾配及び断面積は計画下水量を有効に排出することができるように次に掲げる基準に従い定めるものとする。</p> <p>(3) 管渠の管径と勾配</p> <p>下水道本管の最小管径を次の表に示す。ただし、処理区によって最小勾配が異なることがあるので、事前に管理者に確認すること。</p>							<p>ウ その他の汚水量</p> <p>家庭以外（工場等）から排出される汚水量は1日最大汚水量（上水道使用量）を排水時間（sec）で除して汚水量（m<sup>3</sup>/sec）を求めるものとする。ただし、公共施設の汚水量は新潟市下水道施設基準により算出する。</p> <p>（下水管渠）</p> <p>第28条 排水施設の管渠の勾配及び断面積は計画下水量を有効に排出することができるように次に掲げる基準に従い定めるものとする。</p> <p>(3) 管渠の管径と勾配</p> <p>下水道本管の最小管径を次の表に示す。ただし、処理区によって最小勾配が異なることがあるので、事前に管理者に確認すること。</p>			
種 別		最 小 管 径		最 小 勾 配			種 別		最 小 勾 配	
雨水管 ・ 合流管		径 250mm		<u>3.0‰以上</u>			雨水管 ・ 合流管		3‰以上（公道） 4‰以上（私道）	
汚水管		<u>径 150mm</u>		<u>3.0‰以上</u>			汚水管		径 200mm 3.5‰以上（公道） 4‰以上（私道）	
(7) 管渠の断面の余裕率							(7) 管渠の断面の余裕率			



新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正			現行																				
<p>管渠の断面の余裕率を次の表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>合流管渠・雨水管渠・遮集管渠</td> <td>長方形渠</td> <td>水深90%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円形管</td> <td>満流</td> </tr> <tr> <td>分流式污水管</td> <td>φ700mm未満</td> <td>余裕率 100%</td> </tr> </table> <p>(マンホール)</p> <p>第29条 マンホールは次の基準により設置するものとする。</p> <p>(1) マンホールは、下水管渠の起点及び方向、勾配又は管径の変わる箇所、管渠の合流接合（取付管を除く）する箇所、段差の生じる箇所並びに維持管理のうえで必要な箇所に設けるものとし、使用するマンホールの基本的な考え方を次に示す。</p>			合流管渠・雨水管渠・遮集管渠	長方形渠	水深90%以内		円形管	満流	分流式污水管	φ700mm未満	余裕率 100%	<p>管渠の断面の余裕率を次の表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>合流管渠・雨水管渠・遮集管渠</td> <td>長方形渠</td> <td>水深90%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円形管</td> <td>満流</td> </tr> <tr> <td>分流式污水管</td> <td>○700mm以下</td> <td>余裕率 100%以内</td> </tr> </table> <p>(マンホール)</p> <p>第29条 マンホールは次の基準により設置するものとする。</p> <p>(1) マンホールは、下水管渠の起点及び方向、勾配又は管径の変わる箇所、管渠の合流接合（取付管を除く）する箇所、段差の生ずる箇所並びに維持管理のうえで必要な箇所に設けるものとし、使用するマンホールの基本的な考え方を次の表に示す。</p>			合流管渠・雨水管渠・遮集管渠	長方形渠	水深90%以内		円形管	満流	分流式污水管	○700mm以下	余裕率 100%以内
合流管渠・雨水管渠・遮集管渠	長方形渠	水深90%以内																					
	円形管	満流																					
分流式污水管	φ700mm未満	余裕率 100%																					
合流管渠・雨水管渠・遮集管渠	長方形渠	水深90%以内																					
	円形管	満流																					
分流式污水管	○700mm以下	余裕率 100%以内																					
種類	① マンホールの種類は、「下水道施設計画・設計指針と解説 前編P240 表2.7.2～2.7.5」による。		呼び方	形状寸法	用途	記号																	
構造	① 使用するマンホールは、組立式（2次製品）を基本とする。 ② 1号マンホールより小さなマンホールを使用する場合は、小型マンホール又は特1号を使用する。		1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び600mm以下の管の間 間点及び450mmまでの会合点	○																	
			2号マンホール	内径 120cm 円形	900mm以下の管の間 間点及び600mm以下の管の 会合点	◎																	
			3号マンホール	内径 150cm 円形	1200mm以下の管の間 間点及び800mm以下の管の 会合点	◎																	
			4号マンホール	内径 180cm 円形	1500mm以下の管の間 間点及び900mm以下の管の 会合点	◎																	
			特1号マンホール	内法 60×90cm 楕円形	他の埋設物の関係等で1号人孔が 設置できない場合、私道等																		

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正				現行				
<p>ア マンホールは、下水管渠の直線部においても管径により、次の範囲内の間隔をもって設置するものとする。ただし、推進工法及びシールド工法等による管渠などの場合、現場の状況等に応じて、適宜、間隔を広げることができる。</p>				<p>ア マンホールは、下水管渠の直線部においても管径により、次の範囲内の間隔をもって設置するものとする。ただし、推進工法及びシールド工法等による管渠などの場合、現場の状況等に応じて、適宜、間隔を広げることができる。</p>				
管 径 (mm)	<u>φ 1 0 0 0</u> 以下	<u>φ 1 5 0 0</u> 以下	<u>φ 1 6 5 0</u> 以上	管 径 (mm)	600 以下	1,000 以下	1,500 以下	1,650 以下
最大間隔 (m)	<u>1 0 0</u>	<u>1 5 0</u>	<u>2 0 0</u>	最 大 延 長 (m)	90	100	150	200
<p>イ 下水管渠を階段接合する場合には、段差を生じる箇所に必ずマンホールを設け、段差60cm以上の場合、副管付マンホールとし、分流式雨水管の場合、副管を使用しないこと。</p> <p>(柵・取付管)</p> <p>第30条 柵・取付管は次の基準により設置するものとする。</p> <p>(3) 取付管</p> <p>ア 取付管の管径は150mmとし、分流汚水取付管のみ100mmとすることができる。</p> <p>イ 最小勾配は10%とする。</p> <p>ウ 下水道本管へは可とう性支管で取付けを行う。</p> <p>エ 取付管に使用する曲管は30度以内を基本とする。</p>				<p>イ 下水管渠を階段接合する場合には、段差を生ずる箇所に必ずマンホールを設け、段差60cm以上の場合、副管付マンホールとし、分流式雨水管の場合、副管を使用しないこと。</p> <p>(柵・取付管)</p> <p>第30条 柵・取付管は次の基準により設置するものとする。</p> <p>(3) 管渠の勾配</p> <p>径150mm以上の塩ビ管の勾配については、10%以上とする。</p>				

## 新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改 正	現 行
<p>(その他)</p> <p>第33条 排水施設の設計については、本章の基準によるほか、下水道法第7条により政令で定める技術上の基準、新潟市下水道施設基準、財団法人新潟県下水道公社が定めた下水道排水設備工事設計・施工基準及び新潟市が定めた条例、規則等に準拠するものとする。<u>また、排水施設管理者の承認を得られるものでなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 その他</p> <p>(その他)</p> <p>第44条 この基準に定めのない事項については、その都度、市長と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この基準は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(その他)</p> <p>第33条 排水施設の設計については、本章の基準によるほか、下水道法第7条により政令で定める技術上の基準、新潟市下水道施設基準、財団法人新潟県下水道公社が定めた下水道排水設備工事設計・施工基準及び新潟市が定めた条例、規則等に準拠するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 その他</p> <p>(その他)</p> <p>第44条 この基準に定めのない事項については、その都度、市長と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>この基準は、平成22年8月1日から施工する。</p>